

神栖市立大野原西小学校

「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法(H25.9.28施行)に基づき、児童の健全育成を図り、いじめのない学校づくりを推進するために、基本方針を策定し、組織を設置して具体的な指導・支援にあたる。

2 基本方針

(1) いじめの定義(第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) 基本理念

いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、全ての児童に関わる問題である。周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」は、いじめを助長する存在であり、見て見ぬふりをする「傍観者」も加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを助長する可能性がある。いじめがあれば、それを止める仲裁者となれるよう、いじめを決して許さない意識を児童生徒に育んでいく。また、現代社会を反映し、インターネットを通じて行われるいじめが発生している。そのため、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなるようにする。

【児童のいじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはいけない。また、児童は、いじめを見たら黙認したり、傍観者になったりしてはいけない。

【教職員の責務】

いじめがなく、全ての児童が、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関、外部機関と連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。基本的には、下記の5つの姿勢で取り組む。

〈いじめ防止のための5つの基本姿勢〉

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① いじめを許さない、見過ごさない学校づくりを推進する。
(日頃からの居場所づくり, 絆づくり)② 児童一人一人に学力をつけ、規律を守らせ、自己有用感を高める教育活動を推進する。③ 児童理解に努めると共に、保護者との連携を図り、早期発見に努める。④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体専門家と協力をして解決にあたる。⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。 |
|---|

【保護者】

いじめの禁止、いじめの黙認、いじめへの加担がないよう親子でも話合いの場を設ける。また、いじめを発見したら、その場での指導の他、速やかに学校或いは教育委員会等の関係機関に相談通報する。

3 いじめの防止等(防止, 早期発見, 対処)のための取組

(1) 未然防止のための校内での取組

児童一人一人が認められお互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め自尊心を育むことができるように努める。

① いじめを見過ごさない学校づくりを推進する。

- ア いじめについての共通理解を図る研修の実施
- イ 児童自らがいじめについて学び考える場の設定
- ウ 「報告・連絡・相談・確認」する職員ネットワークの確立
- エ いじめを許さない、見過ごさない環境づくり
- オ 定期的な情報交換と蓄積(毎週)
- カ いじめ問題の校内組織体制の整備

② 学力・学習規律・自己有用感を育む教育活動を推進する。

- ア 分かる授業の推進(神栖市授業スタイル)
- イ いじめに向かわない態度の育成(道徳教育・人権教育・読書活動・体験活動等)
- ウ 異年齢交流の充実(委員会, クラブ, 縦割り班活動, 登校班によるあいさつ活動)
- オ 帰属意識をもたせる学級経営の推進(居場所づくり・絆づくり)

③ 家庭との連携

- ア 定期的なリーフレットの配付
- イ 個別面談の実施
- ウ 日常的な教育相談や電話連絡, 家庭訪問の実施
- エ 経過観察と連携の継続
- オ 親子講演会等の実施

(2) いじめ防止等(防止, 早期発見, 対処)のための家庭や地域との連携した取組

- ① いじめにおける学校の指導方針や指導計画の公表
- ② 日常的な電話連絡, 家庭訪問の実施
- ③ 家庭へのいじめ対応リーフレットの配付
- ④ 親子講演会の実施(ネット上のいじめ防止啓発等)
- ⑤ 地域の関係機関との連携
- ⑥ ホームページにいじめ相談窓口の設置と周知

(3) いじめの早期発見のための取組

① いじめの早期発見のための様々な手段

- ア 休み時間, 給食, 清掃時等の児童観察とチャンス相談の実施
「児童がいるところには, 教師がいる。」
- イ 定期的なアンケートや教育相談の実施
- ウ 家庭用チェックリストの活用(リーフレット)
- エ 相談ポストの設置と職員内の相談内容の共有
- オ 保護者との連絡や職員間の情報共有の強化

② 全職員の対応等

- ア 学年主任, 担任, 養護教諭, 生徒指導担当, 管理職等の職務に応じたいじめ防止対策
- イ 職員会議や生徒指導支援委員会での情報交換
- ウ 定期的なチェックリストの実施
- エ 校内研修の実施
- オ 関係機関との連携
- カ スクールカウンセラー等の専門家を活用したチーム支援
- キ 情報や指導記録(看護日誌・保健日誌・生徒指導カルテ等)の共有化と報告体制の確立

(4) いじめへの対処

- ① いじめ情報の把握と記録, 報告
- ② 校内いじめ防止対策委員会によるいじめの正確な把握と判断
- ③ 対応会議と方針, チームの決定
- ④ 被害児童のケアやその保護者への支援
- ⑤ 加害児童や保護者への支援・助言

⑥ 周囲の児童及び全体への指導

4 いじめ防止等(防止, 早期発見, 対処)に取り組むための組織

(1) 校内体制

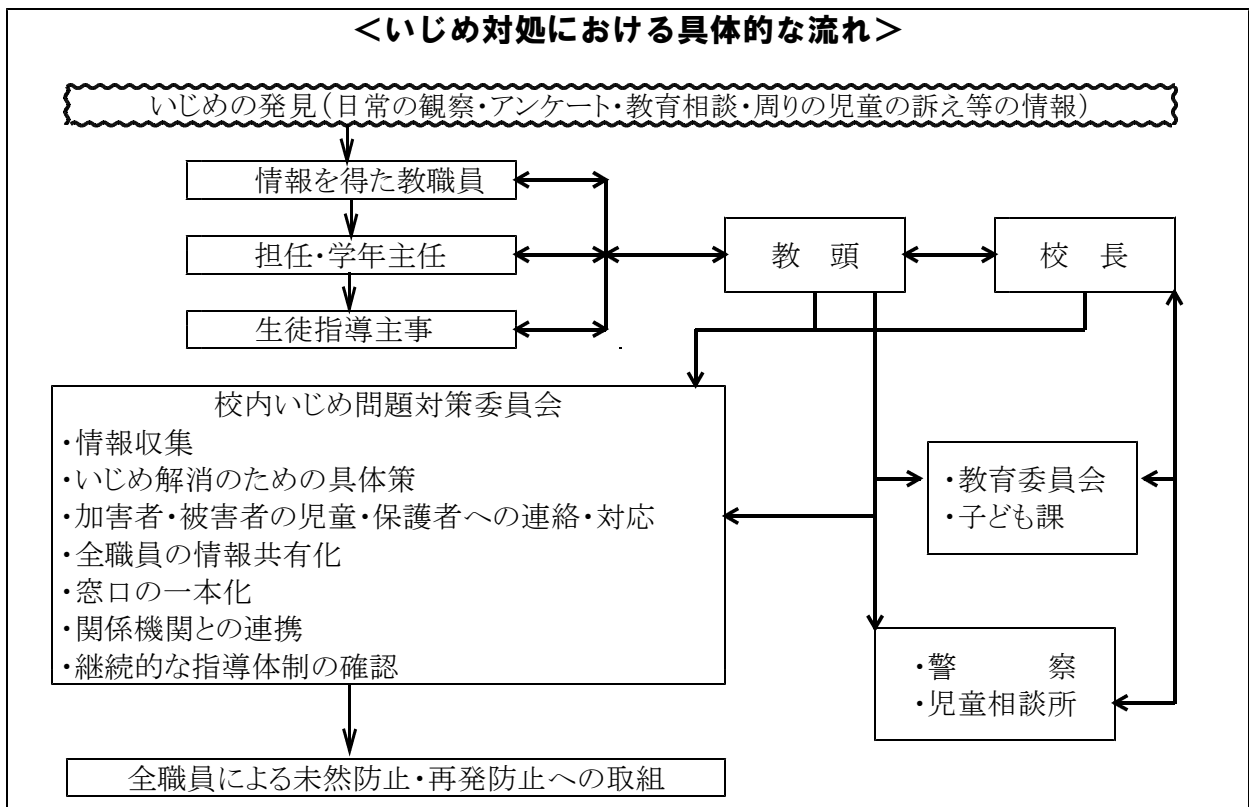
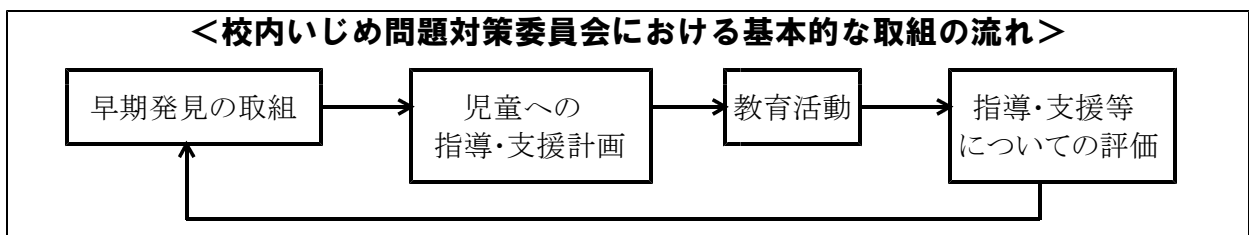
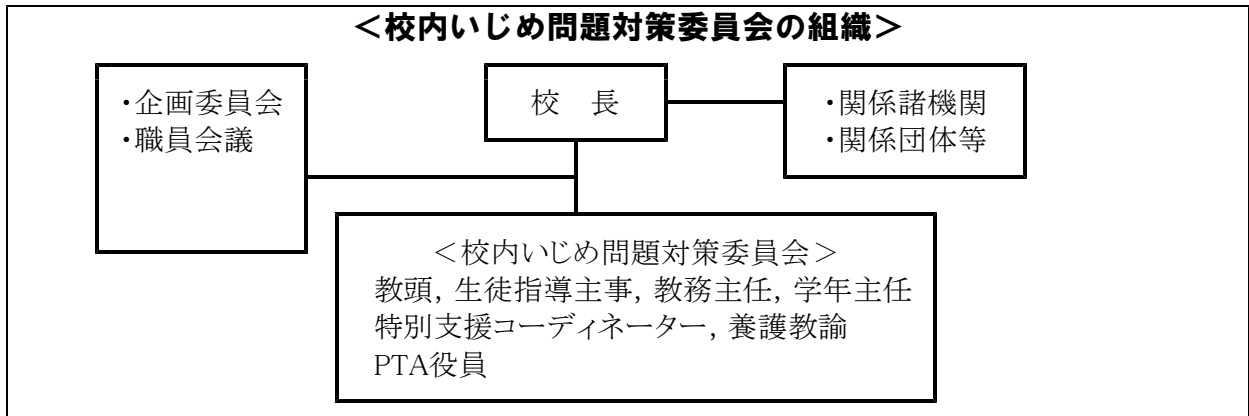
① いじめ問題に関する研修

アンケートを基に毎月の定期研修において, いじめ問題の現状や指導について協議する。

<構成> 校長・教頭・教務・生徒指導主事・保健主事・学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・PTA役員

② 生徒指導支援委員会における情報交換と共通理解

全職員もしくは該当する職員で情報の共有を図る。



(2) 関係機関と連携した組織

いじめ問題が発生した場合で関係機関と連携が必要な場合は、学校と関係機関を含めた会議を開催する。

(3) 家庭と連携した組織

いじめ問題が発生した場合で保護者との連携が必要な場合は、学校と保護者を含めた会議を開催する。

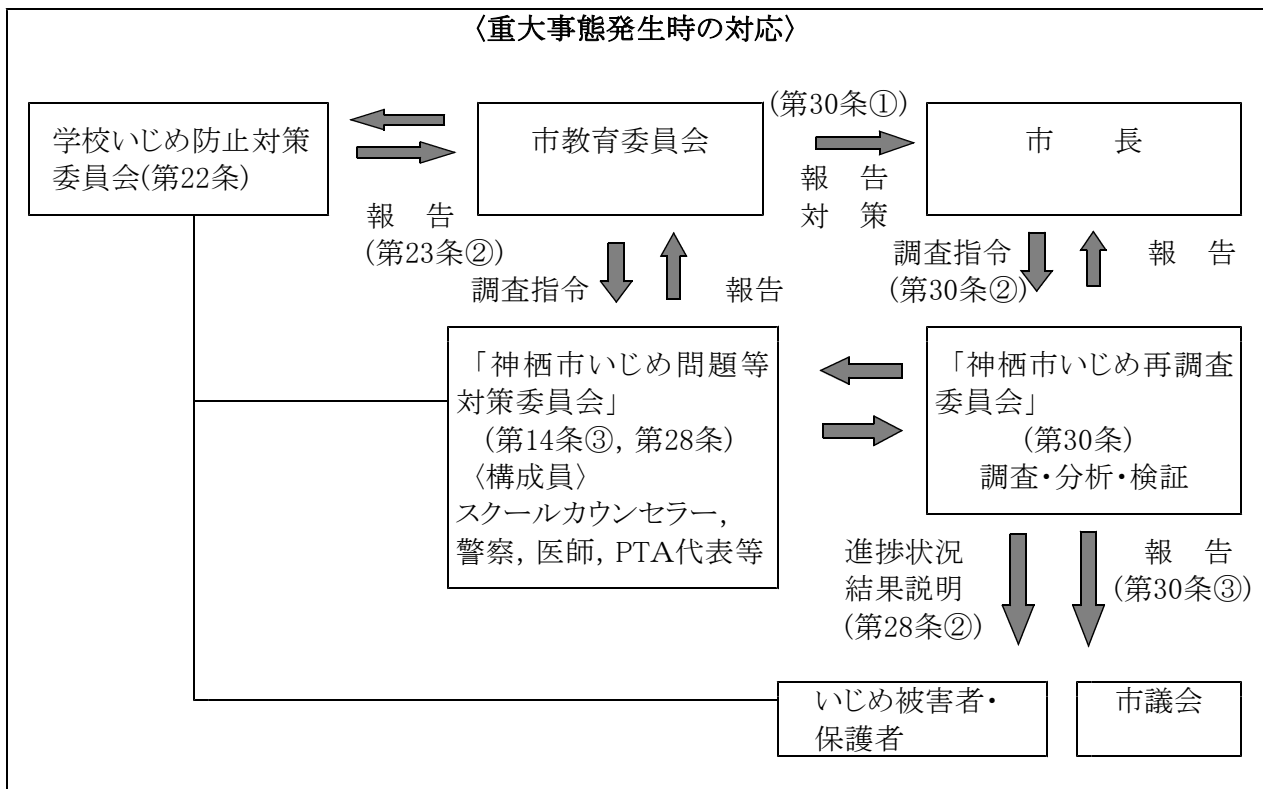
5 重大事態への対応

重大事態とは

- ① いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

上記のような事態が発生した場合は、下記のような対応を行う。

- (1) 教育委員会教育長に、速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、教育委員会が設置した「神栖市いじめ問題等対策連絡協議会」や「神栖市いじめ問題等対策委員会」との連携のもと、事実の調査や指導・支援を行うとともに、被害児童・保護者に対して、必要な情報を提供する。
- (3) 学校は、教育委員会の指導のもと、重大事態が発生した旨を市長に報告(教育委員会を通じて)する。また、(2)の再調査を「神栖市いじめ再調査委員会」に委ね、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。



6 いじめ対応に関する年間指導計画

月	児 童	家庭・地域	学校職員
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○学級活動「みんななかよく」(全学年) ○「学校生活の約束」の指導 ○私たちの道徳の活用により人権意識の指導 ○登校班での異年齢交流(毎学期振り返り) ○縦割り班の異年齢交流(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに対する学校の指導方針等の説明 ○いじめ対応リーフレットの配布 ○学校以外の相談窓口の周知・広報(茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての研修実施 ○学年間の情報交換(指導記録の引き継ぎ) ○いじめチェックリストの実施(毎月) ○生徒指導支援委員会(毎週) ○人権, 特別支援教育研修(毎月) ○欠席調査と電話連絡(毎日)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の居場所づくりや絆づくりの施策の決定・行事を通した人間関係づくり 		<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修「いじめ早期発見と指導」 ○いじめチェックリストの実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートと教育相談 ○第1回QUテスト 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート ○学級懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめチェックリストの実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○夏季休業における支援・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価結果報告 ○いじめ対応リーフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめチェックリストの実施 ○1学期間休みがちであった児童の情報交換
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○第一回神栖四中学区生徒指導連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談にかかる研修会 ○指導や支援の必要な児童への指導や家庭訪問・電話連絡
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケート ○行事(遠足等)を通した人間関係づくり ○学級活動「いじめについて考えよう」(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者向けインターネットに関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめチェックリストの実施 ○休みがちな児童の夏季休業中の情報交換
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートと教育相談 ○第2回QUテスト ○行事(運動会等)を通した人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○親子講演会(薬物やインターネットにおける犯罪等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめチェックリストの実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケート ○児童朝会で生活委員会が人権に関する発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との個別面談による情報交換 ○学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめチェックリストの実施 ○校内研修「いじめ問題と保護者との連携」
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権集会の実施 ○学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価結果報告 ○第2回神栖四中学区生徒指導連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめチェックリストの実施 ○生徒指導支援委員会による活動の評価・分析・対策 ○2学期間休みがちであった児童の情報交換
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケート ○児童用いじめ対応リーフレットの配布 		<ul style="list-style-type: none"> ○休業中の児童の情報交換 ○いじめチェックリストの実施 ○休みがちな児童の夏季休業中の情報交換
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○学級活動「いじめについて考えよう」(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会と学級懇談会 ○学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめチェックリストの実施 ○生徒指導支援委員会による活動の評価・分析・対策
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケート ○今年の反省と新年度への目標設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめチェックリストの実施 ○進級学年への引き継ぎ作成(要録等) ○小中連携の連絡会